

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

(1) 現況

本県は、わが国最大の湖で近畿約1,450万人の水源である琵琶湖を中央に擁し、湖を取り巻く鈴鹿や比良などの山々からの豊かな水、肥沃な土、穏やかな気候といった自然環境に恵まれている。本県の農地は約51,000haで、うち水田が約92%を占め、琵琶湖周辺の平野部から周囲の山間部の棚田にまで広がっている。こうした条件の下、近江米を中心とする農業が脈々と営まれることで、豊かな農村社会と文化や自然環境、美しい田園景観などの多面的な機能を発揮してきた。

現在、本県の水田の約8割では場整備が完了し、集落営農や認定農業者等の担い手への農地集積が進むとともに農業者が減少し、これまでのように農業生産活動を基礎とした農村コミュニティの維持が困難になるとともに、担い手当たりの経営面積が拡大し、農道やかんがい施設の保全管理等に要する担い手の負担が増大しつつあることから、地域の共同による地域資源の適切な保全管理活動を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮を図ることが必要である。

一方、農業生産条件が不利な中山間地域では、集落の高齢化や人口減少が進み鳥獣害の影響も相まって、耕作放棄の拡大により県土の保全・水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されており、農業生産活動の継続に向けた支援が必要である。

また、本県では、平成15年3月に「環境こだわり農業推進条例」を制定し、化学合成農薬および化学肥料の使用量の削減、ならびに濁水の流出防止など琵琶湖等の環境への負荷削減技術により農作物を栽培する環境こだわり農業の普及・定着を図っている。とりわけ、化学合成農薬と化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に削減するとともに、琵琶湖をはじめとする周辺環境に配慮して生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証しており、このうち水稲では、県内栽培面積の約4割で取り組まれているが、近年は取組の伸びが停滞傾向にある。環境と調和のとれた農業生産活動が持続的に営まれ、安全で安心な農産物を消費者に安定的に供給するため、地域でまとまりをもった取組の一層の拡大が必要である。

(2) 目標

本県では、農業者と地域住民、関係団体との協力体制を整備し、滋賀らしい農村地域力の向上と、にぎわいある農村を次世代につないでいくため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の名称で推進している。同号イに掲げる事業について、令和7年度に同事業の取組対象となっている農振農用地面積のうち広域化組織により農地維持保全活動に取り組まれている農地面積率(カバー率)を60%まで推進させるとともに、取組面積の拡大および活動の定着化を図ることを目標とし、多面的機能を支える共同活動や、地域資源(農地、水、農道等)の質的向上を図る共同活動への支援を通して、農地・農業用水や豊かな自然環境等の資源を保全していく。

また、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域においては、法第3条第3項第2号に掲げる事業を、令和7年度に2,200haの農地で行うことを目標として推進することにより、耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能の維持を図っていく。

さらに法第3条第3項第3号に掲げる事業においては、令和7年度に、水稻では県内栽培面積の50%で取り組むことを目標に推進することにより、地球温暖化防止や生物多様性保全、琵琶湖等の環境保全を促進する。

これら法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進することにより、さらなる多面的機能の発揮の促進を図る。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 本県においては、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 2 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域促進計画の区域は、その範囲が特定できるように設定することとする。
- 2 促進計画の目標事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。
- 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について 法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を促進する事業を記載することとする。
- 4 重点区域の区域 重点区域を定める場合には、その範囲が特定できるように設定することとする。
- 5 促進計画の実施に関し当該市町が必要と認める事項 促進計画の実施に関し、市町の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 第三者委員会における点検・評価 本県においては、第三者委員会において、法に基づく施策の点検および効果の評価を行うこととする。
- 2 推進体制の整備
本県においては、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るため、多様な主体が参加した協議会を設置するなど、推進体制を整備する。

3 近 振 第 3 5 1 号
令和3年 6月 23日

滋賀県知事 殿

農林水産大臣

滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の変更について（同意）

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号農林水産大臣）第5条第5項に基づき、令和3年4月8日付け滋地資第74号により提出のあった農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針について、同意する。

(様式第 2-11 号)

滋 地 資 第 7 4 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 8 日

農林水産大臣 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の変更について（協議）

このことについて、滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を変更したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 5 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 滋賀県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（案）
- 2 基本方針作成の基礎となる関連資料（参考提出）